



# 士別市住宅改修促進助成事業のお知らせ

市民の皆様が、地元建設業において、居住する住宅を改修した場合、助成金を交付し住環境の整備と地域の経済活性化を図ります

【助成期間】平成30年4月1日～平成34年3月31日までの4年間

## 1. 受付

随時受付しています。 ※工事着工の30日前までに申請をしてください。

## 2. 助成の対象となる方

※下記の要件をすべて満たしている方

- ・本市に居住し、市税を完納しており、地元建設業に発注し住宅改修を行う方
- ・「士別市朝日町持家住宅奨励金交付要綱」及び「士別市朝日町持家住宅増改築等補助金交付要綱」に基づく奨励金等の交付を受けていない方

## 3. 地元建設業者とは

市内に事業所等を有して建設業を営み、住宅改修工事を当該事業所等が自ら施工する業者であること

## 4. 助成対象工事

住宅の増築・改築・修繕及び設備に対する改修費用が、50万円（税込）以上の工事

区分	工事内容
増築	①既存の住宅部分がない場所に、住宅の床面積を増加させる工事 ②既存の住宅部分以外を住宅に変更し、住宅の床面積を増加させる工事
改築	①既存の住宅部分の一部を取壊し、その場所に改めて住宅を建築する工事
修繕	住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させる工事 ①基礎、外壁、屋根、床、天井等の修繕又は補強工事 ②間取の変更等の模様替え工事 ③断熱改修工事又は遮音工事
設備	電気、給排水、暖房、空調等の工事

※ただし、次の①～④までの費用については、助成対象工事に含みません。

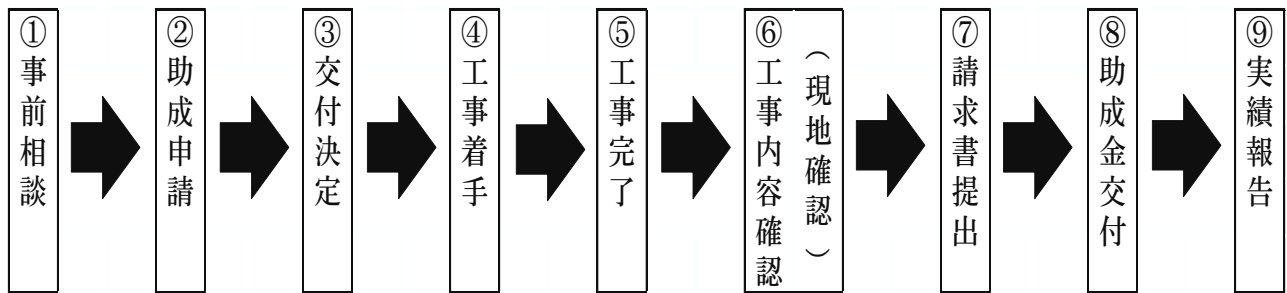
- ①設計費、外講工事費（舗装、植栽、塀、車庫、物置等）
- ②居住する住宅以外の部分の工事費
- ③「士別市水洗トイレ改造等資金貸付に関する条例」による資金を借受けて改修する対象工事費
- ④「障害者自立支援法」・「介護保険法」及び国・道などの助成等を受けて改修する対象工事費

## 5. 助成金額

- ・ 50万円以上100万円未満の改修工事については、10万円(定額)
- ・ 100万円以上の改修工事については、20万円(定額)

【同一住宅及び同一人について、どちらか1回限りの助成とします】

## 6. 申請方法



### ◇助成申請の提出書類

※必ず工事着工前に、申請を行って下さい。

- 申請書(市の様式)
- 申請者の住民票、市税完納証明書
- 住宅の所有を確認できる書類(※次のいずれかの書類とします)・
  - ①固定資産税・都市計画税課税明細書(納税通知書と併せて送付されるもの)の写し
  - ②登記済証(権利書)の写し
  - ③建物登記事項証明書(法務局発行)の写し
- 工事承諾書(※居住する住宅が自己の所有でない場合のみ)
- 工事見積書、図面

### ◇工事着手時の提出書類

- 事業着手届出書(市の様式)
- 工事契約書の写し

### ◇工事完了時の提出書類

- 事業完了届出書(市の様式)
- 住宅(正面)及び工事の「施工前・施工中・施工後」の写真

### ◇実績報告の提出書類

- 実績報告書(市の様式)
- 工事代金の領収書の写し

## 【申請及びお問い合わせ先】

※お気軽にお問い合わせください。

- 土別市経済部商工労働観光課 電話：23-3121
- " 朝日総合支所経済建設課 電話：28-2121